

○摂南大学学術機関リポジトリ運営要項

2014年6月16日

摂学内026

(趣旨)

第1条 この要項は、摂南大学(以下「本学」という)が設置する学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という)の運用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学の教育研究活動において作成された成果および本学所蔵の教育研究資料(以下「学術成果」という)を電子的に収集し、これを恒久的に蓄積し、保存して学内外に無償で発信および提供することにより、本学の学術研究の発展に努めるとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録資格者)

第3条 リポジトリに学術成果を登録できる者は、次のとおりとする。

- イ 本学に在籍または在籍した専任教職員、大学院生
- ロ 本学から学位を授けられた者
- ハ その他、図書館長が認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録することができる学術成果は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 登録資格者が本学における教育研究活動中に作成に関与した学術成果であること。
- ロ 学術的価値を有するものであり、次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - a 学術論文
 - b 博士学位論文
 - c 学術報告書
 - d 科学研究費補助金研究成果報告書(最終報告書)
 - e 教材
 - f その他公開可能な教育・研究成果
- ハ 社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- ニ 著作権、知的財産権および個人情報保護に係る法令および学内の関連諸規定に違反していないこと。

(登録手続)

第5条 リポジトリに登録を希望する者(以下「登録者」という)は、別に定める登録様式により図書課に登録手続を行うものとする。

2 本学発行紀要等に掲載された学術成果については、投稿規程等で定めることにより前項の登録手続を省略することができる。

(学術成果データの取り扱い)

第6条 図書課ではリポジトリに登録する学術成果をつぎの各号のとおり取り扱う。

イ 学術成果を複製し、メタデータを付与してリポジトリ構築サーバーに格納する。

ロ ネットワークを通じて前項の複製物を無償で公開(送信)する。

ハ 保存および利用可読性の維持のため、複製・媒体変換を行う。

(著作権と利用許諾)

第7条 著作権はリポジトリに登録された後も、原著作権者に帰属する。

2 著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は登録手続時に著作権の一部(複製権および公衆送信権)を本学に利用許諾したものとする。

3 著作権が登録者を含む複数の者および団体等に帰属している場合には、登録者は申請時点で全著作権者の許諾を得ておかななければならない。

(利用条件)

第8条 リポジトリに登録された学術成果の利用者は、利用にあたり次に掲げる各号の事項を遵守するものとする。

イ 複製、引用等は著作権法に定める利用条件の範囲内で利用すること。

ロ 著作権法に定める利用条件の範囲を超えて利用する場合には、事前に各学術成果の著作権者から当該利用に係る許諾を得なければならない。

(登録内容の削除・非公開化)

第9条 図書館長は次の各号に該当する場合、リポジトリに登録された学術成果の削除または非公開化を行うことができる。

イ 登録者が、所定の様式に理由を付して削除または非公開化の申し出を行った場合

ロ 法令に反する、公序良俗に反する、または内容が著しく不適切であると判断できる場合

ハ 摂南大学研究活動に係る不正防止に関する規定第2条ロ号に定める不正行為および不適切な行為があった場合

ニ その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(免責事項)

第10条 リポジトリに登録された学術成果の内容に関する責任は当該登録者が負うものとし、本学は登録、公開およびその利用によって発生した登録者、利用者の損害・不利益について一切責任を負わない。

(所管)

第11条 リポジトリに関する登録事務等は、図書課で行う。

(要項の改廃)

第12条 この要項の改廃は、図書館運営委員会および部長会議の意見を聴き、学長が行う。

付 則

この要項は、2014年6月16日から施行する。

2 この要項に定める様式については、図書館長が別に定める。